

## 安全帯に関連した労働安全衛生関係法令の改正案（概要）

### 「新たな規制の基本的考え方」

- 墜落時の身体保護の観点から、国際基準に適合し、胴ベルト型ではなく、フルハーネス型を原則とする。
- 一方で、フルハーネス型は一定程度落下距離が長くなるため、墜落時に着用者が地面に到達する場合等への対応として、一定の条件に適合する胴ベルト型安全帯の使用を認める。

### 「改正の概要」

- 安全帯 ⇒ 墜落抑止用器具
- 最大の自由落下距離（4メートル）及び最大のショックアブソーバの伸び（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた値（6.75メートル）を超える高さの箇所で使用する墜落抑止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。
- 特別教育を行わなければならない業務に、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を追加
- 施行期日 平成31年2月1日
- 経過措置 平成34年1月1日までの間、平成31年8月1日前において製造された安全帯または同日において現に製造している安全帯について、「墜落による危険の恐れに応じた性能を有する墜落抑止用器具」とみなす。

